

IASB and joint IASB-FASB Update

2022年9月

IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®基準、修正及びIFRIC®解釈指針に関するIASBの最終的な決定は、IFRS財団の「[デュー・プロセス・ハンドブック](#)」に示されており正式に書面投票が行われる。

IASB は 2022 年 9 月 20 日から 22 日に会議を行った。

さらに、IASB は 2022 年 9 月 30 日に財務会計基準審議会（FASB）とのハイブリッド式合同会議を開催した（下記のアップデート参照）。

目次

作業計画の概要

- [IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー8）](#)

リサーチ及び基準設定

- [IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 分類及び測定（アジェンダ・ペーパー3）](#)
- [資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）](#)
- [IFRS 第 15 号の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー6）](#)
- [料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9A）](#)
- [持分法（アジェンダ・ペーパー13）](#)
- [金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性（IFRS 第 9 号の修正）（アジェンダ・ペーパー16）](#)
- [のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）](#)
- [採掘活動（アジェンダ・ペーパー19）](#)
- [基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）](#)

維持管理及び一貫した適用

- [維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12）](#)
- [金融資産の決済として電子送金で受け取る現金 — 今後のステップ（アジェンダ・ペーパー12A）](#)
- [特約条項付の非流動負債（IAS 第 1 号） — 整理論点（アジェンダ・ペーパー12B）](#)

IASB-FASB 合同会議で議論されたプロジェクト

関連情報

[IASB Update ニュースレターのアーカイブ](#)

[過去の IASB Update はこちら](#)

要約のポッドキャスト

[過去の IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）はこちら](#)

- [ディスカッション・ポイント](#)

作業計画の概要

IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー8）

IASB は 2022 年 9 月 21 日に会合し、次のことを検討した。

- 作業計画のアップデート
- 適用後レビュー（PIR）の目的、プロセス及び成果についての記述の明確化
- IFRS 第 9 号「金融商品」のヘッジ会計の要求事項及び IFRS 第 16 号「リース」の PIR の時期

IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー8）

IASB は [作業計画](#) のアップデートを受けた。IASB は何も決定を求められなかった。

適用後レビュー — 目的及びプロセス（アジェンダ・ペーパー8A）

IASB は PIR の目的、プロセス及び成果についての記述の明確化について検討した。IASB はその明確化した記述を今後の PIR において使用するつもりである。IASB は何も決定を求められなかった。

IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項及び IFRS 第 16 号の適用後レビューの時期（アジェンダ・ペーパー8B）

IASB は IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項及び IFRS 第 16 号の PIR の時期について議論した。

IASB は次のことを決定した。

- 2023 年後半に IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項の PIR の開始時期を検討する。11 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。
- 2023 年後半に IFRS 第 16 号の PIR の開始時期を検討する。11 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は作業計画についての次回のアップデートを 2023 年 1 月までに受ける予定である。

リサーチ及び基準設定

IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 分類及び測定（アジェンダ・ペーパー3）

IASB は 2022 年 9 月 20 日に会合し、IFRS 第 9 号「金融商品」における分類及び測定の要求事項に関するフィードバックの分析を継続した。

IASB は、[情報要請「IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 分類及び測定」](#) で具体的に扱われていない要求事項を企業がどのように適用するのかに関してのフィードバックにおいて指摘された 6 つの事項について検討した。

- a. 認識の中止の要求事項の金融資産への適用
- b. 金融資産の決済として電子送金で受け取る現金
- c. 非金融商品項目を売買する契約
- d. 企業が公正価値変動をその他の包括利益に表示することを選択した資本性金融商品への投資に係る取引コストの会計処理
- e. 売買目的で保有する金融資産及び金融負債

f. 購入又は組成した信用減損金融資産

IASB は、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性を評価する上での IFRS 第 9 号の要求事項に関する 2 つの適用上の疑問点に関しての会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) からのフィードバックについても検討した。

- a. 疑問点 1 — 物価上昇について契約上調整される金利はレバレッジをもたらすかどうか
- b. 疑問点 2 — 政府が課したレバレッジ要因を含んだ金利は IFRS 第 9 号で記述されている規制金利に該当するかどうか

IASB は、今後行う IFRS 第 9 号の減損の要求事項の適用後レビューに対するフィードバックを分析する際に、上記(f)の論点については検討するが、他の論点及び ASAF で検討された 2 つの適用上の疑問点については追加の対応を行わないことを決定した。

11 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

今後の会議で、IASB はこの適用後レビューで検討されている残りのトピックに関してのフィードバックを分析する。

資本の特徴を有する金融商品 (アジェンダ・ペーパー5)

IASB は 2022 年 9 月 20 日に会合し、企業が自己の資本性金融商品を償還する義務を含んでいる金融商品 (非支配持分に係る売建プット・オプションを含む) の会計処理についての議論を継続した。

IASB は次のことを明確化するための IAS 第 32 号「金融商品：表示及び開示」の修正を提案することを暫定的に決定した。

- a. 第 23 項は、異なる種類の企業自身の資本性金融商品の変動数で決済することが要求されている企業自身の資本性金融商品を償還する義務にも適用される。
- b. 所有持分に関連したリターンに対するアクセスを企業がすでに有しているのではない場合の、企業自身の資本性金融商品を償還する義務の当初認識時の会計処理。当該義務が非支配持分に関わるものである場合には、借方の仕訳は非支配持分以外の資本の内訳項目に対して認識される。企業が企業自身の株式を購入する他の義務の場合には、借方の仕訳は発行済資本金以外の資本の内訳項目に対して認識される。
- c. 企業自身の資本性金融商品に係る売建プット・オプションの期限満了時において、
 - i. 当該金融負債は、プット・オプションの当初認識時の振替元であった資本の内訳項目と同じ内訳項目に振り替えられる。
 - ii. 当該金融負債の再測定に係る利益剰余金の累計額は、資本の他の内訳項目に振り替えることができるが、純損益には戻し入れない。

IASB は、企業自身の資本性金融商品に係る売建プット・オプション及び先渡購入契約は、純額ではなく総額での表示を要求される旨を明確化することも暫定的に決定した。次の目的のためである。

- a. これらの金融商品の会計処理を、企業の統制が及ばない事象又は選択を条件とする他の義務の会計処理に合わせるため
- b. 財務諸表利用者が流動性リスクに対する企業のエクスポージャーを評価するのを助けるため

11 名の IASB メンバーのうち 10 名がこれらの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は、今後の会議でその他のトピックについて議論する。

IFRS 第 15 号の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー6）

IASB は 2022 年 9 月 21 日に会合し、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビューの第 1 フェーズの目的、活動及び予想される日程について議論した。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は 2022 年 10 月から 2023 年 3 月に利害関係者と会合することを計画しており、情報要請を 2023 年前半に公表する予定である。

料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9A）

IASB は 2022 年 9 月 22 日に会合し、公開草案「規制資産及び規制負債」における提案と IFRIC 第 12 号「サービス委譲契約」との相互関係について再審議した。

IASB は基準書で次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. 当該基準書と IFRIC 第 12 号との間の意図した相互関係を明確化する。すなわち、企業はまず IFRIC 第 12 号を適用し、それから当該基準書の要求事項を残りの権利及び義務に適用して企業が規制資産又は規制負債を有しているかどうかを決定する。

- b. その相互関係を例示するための設例を含める。

11 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は本プロジェクトの提案について引き続き再審議する。

持分法（アジェンダ・ペーパー13）

IASB は 2022 年 9 月 20 日に会合し、これら 2 つの適用上の疑問点についての議論を継続した。

- a. 重要な影響力を保持しながら関連会社に対する持分を処分する場合の、投資のうち認識の中止を行うべき部分の測定方法
- b. 投資者の所有持分を変化させる関連会社の純資産の変動に持分法を適用する方法

IASB は、「IFRS 第 10 号『連結財務諸表』及び IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』の要求事項を適用する際に、投資者は関連会社への子会社の売却から生じる利得及び損失をどのように認識すべきか」という適用上の疑問点についての議論も開始した。

部分的な処分—認識の中止を行うべき部分の測定方法（アジェンダ・ペーパー13A）

IASB はスタッフに、重要な影響力を保持しながらの取得及び処分に対する持分法の適用についての選好するアプローチが、関連会社に対する投資の当初測定時及び事後測定時にどのように適用されるのかをさらに検討するよう依頼した。

投資者の所有持分を変化させる関連会社の純資産の変動（アジェンダ・ペーパー13B）

IASB は、資本性金融商品の発行により生じる投資者の所有持分を変化させる関連会社の純資産の変動への持分法の適用方法について議論した。

IASB は、投資者の所有持分が増加し、かつ重要な影響力を保持する場合には、選好するアプローチを適用する投資者は当該増加を追加の持分の購入として認識することになると暫定的に決定した。

11名のIASBメンバーのうち10名がこの決定に賛成した。

IASBは、投資者の所有持分が減少し、かつ重要な影響力を保持する場合には、選好するアプローチを適用する投資者は当該減少を部分的な処分として認識することになると暫定的に決定した。

11名のIASBメンバーのうち10名がこの決定に賛成した。

投資者と関連会社との間の取引—IFRS第10号「連結財務諸表」とIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の要求事項の間の認知されている不整合（アジェンダ・ペーパー13C）

IASBは、関連会社への子会社の売却時に生じる利得及び損失を投資者がどのように認識するのに関する4つの代替案について議論した。IASBは何も決定を求められなかった。

IASBはスタッフに、その4つの代替案を引き続き検討し、今後の会議で意思決定用資料を検討のために提示するよう依頼した。

次のステップ

IASBは、プロジェクトの方向性及びプロジェクトの範囲に含まれる他の適用上の疑問点について今後の会議で議論する。

金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性（IFRS第9号の修正）（アジェンダ・ペーパー16）

IASBは2022年9月21日に会合し、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価に関してのIFRS第9号「金融商品」の要求事項を明確化する方法について議論した。

全般的な要求事項（アジェンダ・ペーパー16A）

IASBは次のことを明確化するようにIFRS第9号を修正することを暫定的に決定した。

- a. 金融資産の契約上のキャッシュ・フローが「元本及び元本残高に対する利息の支払のみ」であるためには、基本的な融資の取決めは、たとえ企業が事業を行っている特定の市場においてそうした契約条件が一般的であるとしても、借手との関連がないリスク又は要因から生じるキャッシュ・フローの変動可能性を生じさせない。
- b. 契約上のキャッシュ・フローの時期及び金額を変化させる契約条件を含んでいる金融資産は、次のすべてに該当する場合には「基本的な融資の取決め」と整合的となる。
 - i. いかなる偶発事象から生じる可能性のある契約上のキャッシュ・フローも、すべての状況において元本及び利息の支払のみである（すなわち、偶発事象の発生確率は考慮されない）。
 - ii. 偶発事象が借手に固有のものである。
 - iii. 契約上のキャッシュ・フローのいかなる変動可能性の時期及び金額も契約において決定可能であり定められている。
 - iv. 偶発事象から生じる契約上のキャッシュ・フローが、借手に対する投資又は原資産の運用成績に対するエクスポージャーを表すものでない。

IASBは、契約上のキャッシュ・フローの特性に関する評価の特定の事実パターンにおける適用を例示するために、設例を追加することも暫定的に決定した。

11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

ノンリコース要素のある金融資産及び契約上リンクされた金融商品（アジェンダ・ペーパー16B）

IASBは、ノンリコース要素のある金融資産は次のようなものであることを明確化するためにIFRS第9号を修正することを暫定的に決定した。

- a. 当該金融商品の存続期間全体を通じて、契約上の支払が履行されている状況及びデフォルト時の両方において融資者を原資産の履行リスクに晒す。
- b. 当該金融商品の存続期間にわたり契約上の支払を受け取る融資者の契約上の権利を、原資産が生み出すキャッシュ・フローに制限する。

IASB は、ノンリコース要素のある金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性を評価する際に企業が考慮する可能性のある関連性のある要因の例を含めることも暫定的に決定した。例えば、

- a. 借手の法的構成又は資本構成
- b. 原資産から見込まれるキャッシュ・フローが、金融資産の契約上のキャッシュ・フローを上回る程度
- c. 融資者からの借入に劣後する他の資金調達源（すなわち、借入）があるかどうか

11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は、契約上リンクされた金融商品の構造に特有の特性は次のようなものである旨を明確化することを暫定的に決定した。

- a. 複数の契約上リンクされた金融商品の使用
- b. ノンリコース要素の存在
- c. ウォーターフォール支払構造を通じた支払の優先順位付け
- d. キャッシュ・フロー不足の場合に契約上の権利を不均衡に減少させる信用リスクの集中

IASB は、IFRS 第9号のB4.1.23項における「金融商品」への言及には、IFRS 第9号の範囲に全面的には含まれていない金融商品（リース債権など）が含まれる旨を明確化することも暫定的に決定した。

11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は要求事項の一層の明確化の可能性について引き続き議論する。

のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）

IASB は 2022 年 9 月 20 日に会合し、ディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」において表明された企業結合に関する開示に関しての予備的見解のいくつかについて議論した。

開示目的

IASB は、IFRS 第3号「企業結合」への2つの新たな開示目的の追加を提案することを暫定的に決定した。財務諸表利用者が次のことを理解するのに役立つ情報の開示を企業に要求することとなる。

- a. 事業を取得するための価格に合意した際に企業が企業結合から期待した便益
- b. 企業結合に関しての企業の目的が満たされている程度

11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

企業結合に関する情報

IASB は次の提案をすることを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第3号のB64項(d)における企業が「企業結合の主要な理由」を開示するという要求を、「企業結合を実行したことの戦略的根拠」を開示するという要求に置き換える。
- b. 企業結合の年度において、期待されるシナジーに関する定量的情報を企業が開示するという要求をIFRS 第3号に追加する。

11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

IASBは、「戦略的に重要な」企業結合について、企業が以下に関する情報を開示するという要求をIFRS第3号に追加する提案をすることを暫定的に決定した。

- a. 当該企業結合に関しての経営者の目的
- b. 当該目的が満たされつつあるかどうかを経営者がモニターするために使用する指標及び目標
- c. その後の各期間（経営者が自らの目的と比較して企業結合をモニターしている間）において、経営者の目的がどの程度まで満たされつつあるのか（当該指標を用いて）

11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

「戦略的に重要な」企業結合

IASBは、「戦略的に重要な」企業結合とは、目的を満たせないと企業が全体的な事業戦略を達成することに対して深刻なリスクが生じるような企業結合であると暫定的に決定した。そのような企業結合を識別するために、IASBは閾値の項目を限定するリスト（それらの閾値のいずれかに該当する企業結合は「戦略的に重要」となる）の使用を提案することを暫定的に決定した。その閾値は、

- a. 定量的（すなわち、次のような企業結合）
 - i. 被取得企業の営業利益（IASBの基本財務諸表プロジェクトで定義される予定）が、当該企業結合の完了前に終了する取得企業の直近の事業年度について、取得企業の営業利益の10%を上回る。
 - ii. 被取得企業の収益が、当該企業結合の完了前に終了する取得企業の直近の事業年度について、取得企業の収益の10%を上回る。
 - iii. 取得したすべての資産（のれんを含む）について取得日に認識した金額が、当該企業結合の完了前の取得企業の直近の報告日現在で取得企業の貸借対照表に認識された資産の帳簿価額の10%を上回る。
- b. 定性的（すなわち、企業が新しい営業地域又は新しい主要事業分野に参入する結果を生じさせる企業結合）

11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

情報開示の免除

IASBは、企業が以下に関する情報を開示しないことを認める特定の状況における免除を提案することを暫定的に決定した。

- a. 企業結合に関しての経営者の目的
- b. 企業結合に関しての目的が満たされつつあるかどうかを経営者がモニターするために使用する指標及び目標
- c. 企業結合から生じると期待されるシナジーに関する定量的情報

11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

IASBは、以下に関する情報の開示については免除を提案しないことを暫定的に決定した。

- a. 企業結合の戦略的根拠
- b. その後の各期間における実際の業績（企業結合の目的が満たされつつあるかどうかを経営者がモニターするために使用する指標を用いて）

11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は免除の設計について指示を与えた。特に、IASB はスタッフに次のことを指示した。(a) ある情報項目の開示が企業結合に関しての企業の目的のいずれかを著しく損なうと予想できる状況において免除を認める、(b) 免除を適用指針で補足する。

11名のIASBメンバー全員がこの方向性に賛成した。

追加の検討を行わない代替案

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 企業結合の年度において定性的情報のみを開示することを企業に要求しない。
- b. すべての企業が情報を開示することを要求される指標を定めない。

11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

2022年の第4四半期に、IASBは、のれんを会計処理するための減損のみのモデルを維持すべきであるという予備の見解を進めるか、それとものれんの償却の再導入を検討するのかを決定する。

今後の会議でIASBは次のことに関して決定を行う。

- a. 企業結合に関する開示の他の諸側面
- b. 本プロジェクトをリサーチ・フェーズから基準設定フェーズに移すかどうか
- c. 本プロジェクトの範囲に含まれるその他のトピック

採掘活動（アジェンダ・ペーパー19）

IASBは2022年9月22日に会合し、採掘活動のリサーチ・プロジェクトについて議論した。当該プロジェクトの範囲及び目的は、次のことを探求することである。

- より有用な情報を財務諸表利用者に提供するために、探査及び評価の支出に関する企業の開示を改善するための要求事項又はガイダンスを開発すること
- IFRS第6号「鉱物資源の探査及び評価」の暫定的な位置付けを削除すること

IASBは次のことについて議論した。(a) 本プロジェクトの第1フェーズからの発見事項、(b) 開示の提案、(c) IFRS第6号の開示目的及び開示要求を改善するための要求事項又はガイダンスの開発に関する追加的なリサーチの計画。

IASBは何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASBは、限定的な数の利害関係者（利用者、作成者、規制当局及び監査人を含む）と接触して、今回の会議で議論した提案をさらに検討することを計画している。

基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

IASBは2022年9月20日と21日に会合し、公開草案「全般的な表示及び開示」における下記に関する提案を再審議した。

- 通例でない収益及び費用（アジェンダ・ペーパー21A）
- 特定の主要な事業活動を有する企業一関連会社及び共同支配企業（アジェンダ・ペーパー21B）
- 子会社、関連会社及び共同支配企業に対する投資（アジェンダ・ペーパー21C）

- 増分費用の分類（アジェンダ・ペーパー21D）
- 特定の小計（アジェンダ・ペーパー21E）
- 営業費用の表示（アジェンダ・ペーパー21F）

通例でない収益及び費用（アジェンダ・ペーパー21A）

IASB は、このプロジェクトの一部として通例でない収益及び費用についての具体的な要求事項を進めないことを暫定的に決定した。11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

特定の主要な事業活動を有する企業—関連会社及び共同支配企業（アジェンダ・ペーパー21B）

IASB は、特定の主要な事業活動を有する企業に対し、持分法を使用して会計処理する関連会社及び共同支配企業からの収益及び費用を投資区分に分類するよう要求することを暫定的に決定した。11名のIASBメンバーのうち9名がこの決定に賛成した。

子会社、関連会社及び共同支配企業に対する投資（アジェンダ・ペーパー21C）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 持分法を使用して会計処理していない関連会社及び共同支配企業からの収益及び費用には、次の方法で会計処理する関連会社及び共同支配企業からの収益及び費用が含まれる旨を明確化する。
 - i. 取得原価で（IAS第27号「個別財務諸表」の第10項(a)）
 - ii. IFRS第9号「金融商品」に従って（IAS第27号の第10項(b)）
 - iii. IFRS第9号に従って純損益を通じて公正価値で（IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の第18項）

11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

- b. 持分法を使用して会計処理していない子会社に対する投資からの収益及び費用を下記に分類することを要求する。
 - i. 子会社に対する投資が主要な事業活動ではない場合には、投資区分
 - ii. 子会社に対する投資が主要な事業活動である場合には、営業区分

11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

- c. 持分法を使用して会計処理していない子会社に対する投資からの収益及び費用には、次の方法で会計処理するすべての子会社からの収益及び費用が含まれる旨を明確化する。
 - i. 取得原価で（IAS第27号の第10項(a)）
 - ii. IFRS第9号に従って（IAS第27号の第10項(b)）
 - iii. IFRS第9号に従って純損益を通じて公正価値で（IFRS第10号「連結財務諸表」の第31項）

11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

- d. 持分法を使用して会計処理する子会社に対する投資からの収益及び費用を企業が投資区分に分類することを要求する。11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

- e. 子会社、関連会社及び共同支配企業に投資することが主要な事業活動であるかどうかを評価するために、企業が子会社、関連会社及び共同支配企業をどのように区分するのかは、企業が測定基礎を決定するために投資を区分する方法（IAS第27号の第10項）と整合させるべきであることを明確化する。

11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

増分費用の分類（アジェンダ・ペーパー21D）

IASB は、企業が増分費用を投資区分に分類するという公開草案で提案した要求を撤回することを暫定的に決定した。11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB はスタッフに、文案作成上の考慮事項として、投資区分に分類する収益及び費用の種類を説明することを依頼した。

特定の小計（アジェンダ・ペーパー21E）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 公開草案の第 104 項に列挙された特定の小計は経営者業績指標ではないという提案を確認する。11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. 「営業損益並びに持分法を使用して会計処理する投資からの収益及び費用」を公開草案の第 104 項に列挙された特定の小計に追加する。11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。
- c. 公開草案の B78 項で列挙された売上総利益に類似する小計の例示を確認する。11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。
- d. 経営者業績指標が純損益計算書に表示されていない所定の小計と調整される場合には、企業はその所定の小計を財務業績の計算書に表示されている小計と調整することを要求される旨を適用指針において定める。企業は所定の小計に関して他の情報を開示することを要求されない。11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB はスタッフに、注記で開示され財務業績の計算書では表示されない小計についての一般的な調整の要求を検討することも依頼した。

営業費用の表示（アジェンダ・ペーパー21F）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 費用機能法についての記述における説明を拡張して、費用機能法が、消費された経済的資源に関連する活動に応じて営業費用の配分及び集約をどのように伴うのかを明確化する。
- b. 費用機能法を適用するにあたっての、基本財務諸表の役割並びに集約及び分解の原則を明確化するための適用指針を設ける。
- c. 売上原価を表示する期間中に費用として認識した棚卸資産の帳簿価額を売上原価に含めることを企業に要求する。
- d. 機能別の科目を表示する企業に対し、どのような種類の費用（性質に基づいて）が機能別の各科目に含まれているのかについての説明的な記述を開示することを要求する。

11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は次のことも暫定的に決定した。

- a. 次の提案を確認する。
 - i. 営業費用を性質又は機能のいずれかに基づく分類を使用して純損益計算書に表示することを要求する。
 - ii. 営業費用のどの表示方法が最も有用な情報を提供するのかの決定に関する適用指針（公開草案の B45 項に示した諸要因を含む）を含める。
- b. 営業費用の混合表示を禁止する提案を撤回し、次のようにする。
 - i. どの方法を使用するかを検討する際に、基本財務諸表の役割を考慮することを企業に要求する。
 - ii. どのような場合に混合表示が最も有用な情報を提供する可能性があるのかの例を示す。
- c. 次のことを明確化するための適用指針を設ける。

- i. 営業費用の報告期間ごとの継続的な表示を求める要求
- ii. 混合表示を使用する場合の性質別科目の名称の付け方

11名のIASBメンバー全員が、適用指針に関してのいくつかの文案作成上の考慮事項を条件として、この決定に賛成した。

次のステップ

IASBは本プロジェクトの提案を今後の会議で引き続き再審議する。

維持管理及び一貫した適用

維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12）

IASBは2022年9月22日に会合し、IFRS解釈指針委員会（委員会）の2022年6月の会議で議論された要望書、及び「特約条項付の非流動負債」（IAS第1号の修正）のプロジェクトに関する整理論点について検討した。

金融資産の決済として電子送金で受け取る現金—今後のステップ（アジェンダ・ペーパー12A）

IASBは、要望書「金融資産の決済として電子送金で受け取る現金」（IFRS第9号「金融商品」）についての委員会の議論及びコメント提出者のコメントを検討した。

それらの議論及びコメントを検討した後に、IASBはIFRS第9号の適用後レビューの一部として狭い範囲の基準設定を検討することを決定した。

11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASBは今後の会議で、考えられる狭い範囲の基準設定を検討する。

特約条項付の非流動負債（IAS第1号）：整理論点（アジェンダ・ペーパー12B）

IASBは、特約条項付の非流動負債のプロジェクトの一部としてIASBが行うことを決定したIAS第1号「財務諸表の表示」の修正（2022年修正）の書面投票の間に識別された整理論点を検討した。具体的には、IASBは「負債の流動又は非流動への分類」においてIAS第1号に加えた修正（2020年修正）の早期適用に関する要求事項について議論した。

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. 2020年修正の早期適用を認める。しかし、
- b. 2022年修正の公表後は、2020年修正を早期適用する企業に2022年修正の適用も要求する。

11名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASBはこの2022年修正を2022年第4四半期に公表する予定である。

IASB-FASB 合同会議で議論されたプロジェクト

ディスカッション・ポイント

IASB は 2022 年 9 月 30 日に財務会計基準審議会（FASB）とのエデュケーション会議を開催した。両審議会は次のことについて議論した。

- デジタル資産
- のれんと減損
- 分解に関連したトピック（基本財務諸表、損益計算書上の費用、法人所得税の開示及びセグメントを含む）
- それぞれの審議会の最近のアジェンダ協議

両審議会は何も決定を求められなかった。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation

コピーライト © IFRS 財団

ISSN 1474-2675